

流通業務施設の整備に関する基本指針

平成5年12月14日

経済企画庁、農林水産省、通商産業省、
運輸省、建設省告示第1号

一 流通業務施設の整備に関する基本的な事項

1 流通業務施設をめぐる状況

近年、物流量が増大し、自動車による輸送量が大幅に増加しているほか、物流の広域化が進んでいる。また、産業構造の変化等を反映して、配送の多頻度化、小口化、時間指定の厳密化等の物流ニーズの高度化及び多様化も進展している。これらの要因により、流通業務施設の立地の増加が進み、貨物自動車交通も増加してきている。

さらに、高速自動車国道その他の高速輸送に係る施設の整備、工場の地方移転、小売業のチェーンオペレーション化等を受けて、流通業務施設の立地の広域化が進んでいる。特に、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、高速輸送に係る施設の利用が容易なため広域的な利便性が高い地区においてその立地が進んでいる。

このような背景の下で、相当数の流通業務施設の立地が大都市のみならず全国の都市においても見られる状況となっている。

2 流通業務施設の整備の基本的方向

相当数の流通業務施設が都市内において無秩序に立地した場合、流通業務施設に起因する自動車交通が渋滞の一因となり、また、交錯輸送等が流通機能の低下を招く一因となることがある。

都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るためには、既成市街地の外周の地域において、当該都市と他の地域との地域間流動物資の集散の機能に加え、当該都市の需要に応じた集配、保管等の機能を併せて有するよう、流通業務施設を可能な限り集約的に整備していくことが必要である。また、集約的に整備された流通業務施設において、共同化等を通じた流通業務の効率化を図ることは、集約化の効果を更に向上させることに寄与するものであるため、こうした効率化に配慮した流通業務施設の整備が必要である。

3 流通業務市街地の性格及び機能

- (1) 流通業務市街地は、既成市街地の外周の地域に流通業務施設の集約的な立地を図ることにより、既成市街地へ流入することを必ずしも必要としない物流に係る交通量及び流通業務施設相互間の交通量を低減し、都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ることを目的とするものであること。
- (2) 流通業務市街地は、幹線道路網や都市内の流通業務施設との連携の下に、広域的な物流と都市

内の物流の接点としての機能を有するものであること。

4 流通業務施設及び流通業務市街地の整備の進め方

- (1) 流通業務施設の整備は、流通業務市街地の整備に関する法律（以下「法」という。）第3条の2第1項の規定に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即し、計画的に進められるよう努めること。この場合、基本方針の策定及び実施に当たっては、長期的展望に立ちつつも、当面おおむね10年間程度を目標とすること。
- (2) 流通業務市街地の整備は、基本方針に即し、都市内の流通業務施設の整備の状況を勘案しつつ、基本的には、流通業務地区及び流通業務団地の都市計画決定、流通業務団地造成事業並びに関連する公共施設等の整備を行うことにより進められるものであること。流通業務団地造成事業以外の手法により流通業務地区の整備を行う場合には、各都市の基本方針の趣旨に照らし適切なものとなるようその計画的な整備に努めること。

二 流通業務市街地を整備すべき都市の設定に関する事項

1 流通業務市街地を整備すべき都市の考え方

- (1) 法第3条の2第1項第1号に該当する都市は、都市内に相当数の流通業務施設が無秩序に立地しているため、流通業務施設に起因する自動車交通等により、流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している都市であって、流通業務市街地を整備することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ることが相当と認められる都市であること。
したがって、自動車交通の状況、流通業務施設の立地状況等を調査の上、このような要件に該当すると認められる場合には、流通業務市街地を整備すべきであると判断し得るものであること。
- (2) 法第3条の2第1項第2号に該当する都市は、物流に係る利用が想定される高速自動車国道その他の高速輸送に係る施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて相当数の流通業務施設の立地が見込まれ、これにより流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来すおそれがあると認められる都市であって、流通業務市街地を整備することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ることが相当と認められる都市であること。
したがって、高速自動車国道のインターチェンジが存する等高速輸送に係る施設の利用が容易なため広域的な利便性の高い都市であって、近年の流通業務施設の立地が増加傾向にあり、現在の土地利用状況とその動向からみて、今後流通業務施設が相当数立地することが予想されるものなど、このような要件に該当すると認められる場合には、先行的及び計画的に流通業務市街地を整備すべきであると判断し得るものであること。

2 都市の設定に当たっての留意事項

- (1) 近年の物流量の増大、物流の広域化等により、全国的に流通業務施設の立地が増加するとともに、一の都市の区域を超えて日常の物流活動が行われている状況を勘案し、一体として整備を図

ることが相当と認められる場合には、必要に応じて、一の都市に周辺の地域を含めた地域を対象として流通業務市街地を整備すべき都市の設定を行うこと。

- (2) 法第3条の2第1項各号に該当する都市は、同一都道府県に複数存在することもあり得るものであること。同一都道府県内の複数の都市について基本方針を定める場合には、広域的な観点からそれぞれの基本方針の内容について整合を図るものとする。
- (3) 法第3条の2第2項第1号の「流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項」は、基本方針の対象となる都市（周辺の地域が含まれる場合には、当該周辺の地域を含む。）の名称及び当該都市を選定した理由をその内容とすること。

三 流通業務施設の機能及び立地に関する事項

1 流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

- (1) 今後新設される主要な流通業務施設は、可能な限り既成市街地の外周の地域で交通条件及び地理的条件がともに良好であり、かつ、土地利用上適正な位置に計画的に立地させるものとする。
- (2) 現在既成市街地に立地している流通業務施設のうち、必ずしも既成市街地に立地することを要しないものは、可能な限り計画的に既成市街地の外周の地域に移転するよう配慮するものとする。
- (3) 既成市街地に立地することが不可欠な流通業務施設については、流通機能の向上を図るため、施設の合理化及び高度化を促進するよう配慮するものとする。
- (4) 既成市街地の外周の地域において新設され、又は既成市街地内より移転する流通業務施設については、可能な限り、流通業務市街地に集約的に立地させるものとする。
- (5) 流通業務施設は、そのほとんどが民間の施設であることから、流通業務市街地の整備に当たっては、民間事業者の立地動向や意向の把握に努めること。

2 流通業務地区の立地及び機能等に関する基本的事項

- (1) 流通業務地区の数、位置、規模及び機能は、物流量の見通し、物流に関する技術の向上及び流通機構の改善の見通し、自動車の交通量の見通し並びに道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備の見通しを勘案したものとすること。
このうち、物流量は、当面おおむね10年後のなるべく広域的な観点からの見通しによること。
- (2) 流通業務地区は、高速自動車国道等の高速輸送施設へのアクセス、接続道路の状況等に留意しつつ、既成市街地の外周の地域で、土地利用上適正な位置に配置するものとする。

- (3) 流通業務地区は、当該都市と他の地域との地域間流動物資の集散の拠点としての機能を有するとともに、当該都市の需要に応じた集配、保管及び取引の機能並びにこれらに関連する機能を有するものであること。また、複数の流通業務地区を整備しようとするときは、各々の流通業務地区の方面の物資の輸送、保管及び取引の需要、地理的条件並びに相互の機能上の分担補完関係にも留意するものとする。
- (4) 流通業務地区内に整備する流通業務施設は、当該流通業務地区の機能に応じ、集配、保管及び取引の機能並びにこれらに関連する機能を有するものとする。
- (5) 流通業務施設の集約的な立地を図る地区である流通業務地区において相当数の事業者が利用することができる共同利用型の流通業務施設を設置し、物資の輸配送の集約化及び共同化のための事業を行うことは、流通業務地区における流通業務効率化、更には流通機能の向上に資するものであるため、本法においても、このような趣旨に沿う事業として、流通業務効率化基盤整備事業を位置付け、支援することとしているものであること。
- (6) 流通業務効率化基盤整備事業は、単に共同利用型の流通業務施設を設置して、運営するのみならず、その運営の一環として、流通業務地区において流通業務を営む者（当該施設以外の施設において流通業務を営む者を含む。）を対象に、次のような事業を実施することを要件としているものであること。

荷主の配送需要に対する運送手段の手配及び調整、貨物自動車等の運行計画に応じた貨物の手配及び調整、帰り荷のあっせん等複数の荷主に係る貨物の積合せ運送を支援する事業により配送の共同化及び積載効率の向上を推進するもの

適切な規格・機能のパレット、コンテナ又はフォークリフト等の貸出し・管理、パレット等の配送先からの回収、荷役の機械化・合理化の指導等輸送用器具又は荷役機械の共同利用を支援する事業により貨物の積卸し業務の効率化及び運行効率の向上を推進するもの

このような事業を支援することにより、流通業務地区における流通業務の効率化を推進することとし、ひいては本法の目的である流通機能の向上及び道路交通の円滑化に寄与するものとしてその推進を図ることとしているので、その実施にも配慮するものとする。

四 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要事項

1 国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画との調和

基本方針は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画との調和が保たれたものであること。

2 環境の保全

必要に応じて環境に与える影響を調査・検討すること等により、騒音、振動、大気汚染等の公害の

防止、自然環境の保全、文化財の保護、廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分配慮すること。また、自動車から排出される窒素酸化物の削除に資するよう適切な配慮を払うこと。

3 地価等への配慮

土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることのないよう留意するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう適切な配慮を払うこと。

4 幹線道路の整備計画との調和等

幹線道路の整備計画等との調和が保たれたものであること。また、必要に応じて、高速自動車国道等のインターチェンジや幹線道路との一体的な整備についても検討すること。

5 道路交通の安全及び円滑への配慮

交通安全施設の整備計画等と調和が保たれたものとするなど、周辺の道路交通の安全と円滑の確保について十分配慮すること。また、必要な駐車場の確保について配慮すること。

6 推進体制の確保

流通業務施設の整備を円滑に進めるため、基本方針の策定等に当たっては、関係地方公共団体の内部及び関係機関との調整・連絡体制の充実強化に配慮すること。